

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）

- 一 事業譲渡による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。
 - 二 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）
- 一 事業を譲渡する場合に、近隣にあるときに旅館業の営業者の地位の承継を承認しないことができる施設を定めることとした。
 - 二 一の施設の近隣において旅館業の営業者の地位の承継を承認する場合に、意見を求めなければならない者を定めることとした。
 - 三 その他所要の整理を行うこととした。
 - 四 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

● 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第三十四号）

- 一 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。
 - 1 職員の給与に関する条例
 - 2 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
 - 3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - 4 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - 5 徳島県学校職員給与条例
 - 6 徳島県地方警察職員の給与に関する条例
- 二 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一の1から6までに掲げる条例の規定は、令和五年九月一日から適用することとした。

● 徳島県知事の在任期間に関する条例（条例第三十五号）

- 一 この条例は、幅広い権限を有する知事の在任期間の上限を定め、もって県政を刷新し活力ある県政の運営を目指すことを目的とすることとした。
- 二 知事の職にある者は、その職に連続して三期を超えて在任しないものとする事とした。
- 三 この条例は、公布の日から施行し、同日に知事の職にある者について適用することとした。

● 徳島県未来創生文化関係手数料条例及び徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）

- 一 組織の再編に伴い、次の条例について所要の整理を行うこととした。
 - 1 徳島県未来創生文化関係手数料条例
 - 2 徳島県保健福祉関係手数料条例
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例

第三十七号)

- 一 五〇一会議室（和室）を廃止することとした。
- 二 五〇一会議室及び五〇二会議室の利用料金の基準額を定めることとした。
- 三 その他所要の整備を行うこととした。
- 四 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第三十八号）**

- 一 所得税法等の一部を改正する法律による消費税法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。

1 徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例

2 徳島県漁港管理条例

3 徳島県都市公園条例

- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **道路法施行条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）**

- 一 高架の道路の路面下に設ける特定の施設について、新たな占用料の区分を定めることとした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（条例第四十号）**

- 一 徳島県立高等学校総合寄宿舎の個室の使用料の額を定めることとした。
- 二 当分の間、一の使用料の額を減額することとした。
- 三 その他所要の改正を行うこととした。
- 四 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、三については、公布の日から施行することとした。

● **災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十九号）**

- 一 被災した住宅の応急修理に、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を加え、当該修理のために支出する費用の限度額等を定めることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用することとした。

● **徳島県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（規則第四十号）**

- 一 文書の受入れ及び受け入れた特定歴史公文書等について講ずる措置、保存の方法、目録の記載事項等について定めることとした。
- 二 特定歴史公文書等の利用請求及びこれに対する決定に係る手続、利用の方法、簡便な方法による利用等について定めることとした。
- 三 特定歴史公文書等利用請求書等の様式を定めることとした。
- 四 その他所要の規定を設けることとした。
- 五 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 六 徳島県立文書館管理規則について、所要の整備を行うこととした。

● **道路法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十一号）**

- 一 道路法施行条例別表令第七条第九号に掲げる施設の項の規則で定めるものを、県道

徳島環状線の高架下活用計画により広場の用途に供される施設とすることとした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県公文書等の管理に関する条例施行規則（規則第四十二号）**

一 公文書の例外となる文書を管理する施設を定めることとした。

二 公文書ファイル等の廃棄に係る協議の手続を定めることとした。

三 文書の適正な管理に関し努力義務を負う出資法人を定めることとした。

四 その他所要の規定を設けることとした。

五 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

六 徳島県公文書管理規則は、廃止することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十三号）**

一 徳島県未来創生文化関係手数料条例及び徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。